

第2期滝川市小・中学校適正配置計画改訂(案)江部乙地区市民説明会 Q & A
(その他、書面にていただいた質問に対する回答)

質問1 特認校90人基準の根拠

「全校児童数90人程度」という数値ですが、この数値の客観的根拠となる出典を明示してください。文部科学省の『適正規模・適正配置等に関する手引き』を検証しましたが、「90人」という数値基準の記載は確認できませんでした。学術的論文や他自治体の成功基準に基づいている場合は、その著名者、発表年、掲載媒体の明示してください。

【回答1】

文部科学省の『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き』には「90人」という直接的な数値記載や「複式学級の解消」を義務付ける表現はございません。しかし、学習指導要領が掲げる「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた「協働的な学び」の実施や、同手引きにおいて「児童生徒が切磋琢磨できる教育環境の整備」が強く求められていることを受け、本市ではその教育的質を実質的に担保するための本市独自の最優先課題として「複式学級の解消」を掲げております。

この「教育環境の質的向上」を具体化する際の定量的指標として、以下の学術的知見および行政事例に基づき「全校児童数90人(1学級平均15人)」を算出いたしました。

具体的な教育的妥当性の根拠として、まず和歌山大学・久保富三夫名誉教授の研究報告「小規模特認校制度の教育的意義とその実現のための要件に関する研究(2015年)」が挙げられます。同研究では、小規模校において豊かな学びを保障するための集団規模として、学力保障と集団生活の両立という観点から、現場校長の意見集約に基づき「1学級15名程度」が適正な水準であると示されています。

また、最新の行政動向を反映した専門誌『日経グローバル No.497(2024年12月発行)』においても、小規模教育を維持し得る持続的な集団規模として「1学級15名から20名程度」が指標として示されています。

本市においては、子どもたちが多様な考えに触れ、対話を通じて学ぶ機会を最大化するため、これら専門知見に準拠し「1学級15名 × 6学年 = 全校児童数90人」を設定いたしました。これを、きめ細かな個別指導と集団学習の効果を両立できる本市の実務的な目標値として設定したものです。

質問2 成功事例の検証

北海道内で複式学級解消に成功した6校の事例研究を行いましたか？その内容と結果の開示してください。

【回答】

本市が目指す教育環境は、学習指導要領が掲げる「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、「個別最適化学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、全ての児童に質の高い教育を提供することにあります。そのためには、複式学級を解消し、子どもたちが多様な考えに触れ、切磋琢磨できる適切な集団規模を確保することが不可欠です。

この観点から、道内で複式学級解消に繋がっている6校の事例を含め、特認校制度を導入してい

る全ての自治体への実態調査を行い、本市における実現性を検討いたしました。調査により得た内容には、各自治体独自の課題や未公表の行政情報が含まれております。これらは本市の計画策定の参考とするため、相手方自治体より「非公表」を前提に特別に提供を受けた情報であり、信義則の観点から詳細の開示は差し控えさせていただきます。

しかしながら、調査結果の精査により、制度導入により複式学級の解消に繋がっている自治体と本市を比較した際、「自治体全体に一定数の児童が存在すること」「対象校と他校との規模の差が明確であること」「交通インフラが充実していること」など、前提条件に明確な相違があることが確認されました。

具体的には、本市の令和13年度における児童数推計(約1,000人)や地理的条件に照らせば、特認校制度による対応は一過性の対策に留まる可能性が極めて高く、中長期的な「適正規模の確保」には至らないと判断せざるを得ません。

現状の児童数においても保護者の方々から「集団教育の質の担保」を求める懸念の声が寄せられています。学校の存続そのものを最優先とするのではなく、子どもたちが将来、広い社会へ自信を持って踏み出せる持続可能な教育環境を構築するために今回の統合案が最善であると考えております。

質問3 通学手段の二重基準

統合校ではスクールバス「可能」、特認校では「困難」とする合理的理由を、比較データとともに説明してください。

【回答】

統合後のスクールバス運用は、行政主導の再編に伴う通学環境の変化に対し、教育委員会として「通学の権利」を保障する義務教育の補完的措置です。一案として、現在の中学生と同様に「農村環境改善センター」を集合場所とする運用を検討しており、令和13年度時点での対象児童数やルート of 最適化により、現在よりも短時間かつ安全な通学体制が可能であると試算しています。

一方、特認校制度は「保護者の自由な選択」に基づき、本来の通学区域外から就学する制度であり、性質が根本的に異なります。市内全域から不特定の広域ルートを確認することは、特定の児童の乗車時間の長時間化による身体的負担の増大や、運行コストの過大な膨張を招きます。

公平性の観点から、他自治体の事例と同様に「自力通学(保護者送迎を含む)」を原則とすることが合理的であると判断いたしました。

質問4 費用対効果の試算

統合案と特認校案の具体的な費用比較(20年間)を開示してください。

【回答】

20年間の長期的な費用試算につきましては、将来的な物価・労務単価の変動や補助制度の改変等の不確定要素を多分に含むため、確定的な数値の開示は差し控えさせていただきますが、江部乙小学校を維持し続ける経費は統合案を上回る見込みです。

具体的には、特認校として江部乙小学校の存続を図る場合、校舎の老朽化に伴う大規模な改修費用や日々の維持管理費が継続して発生いたします。対して、統合先の滝川第一小学校は老朽化が著しく、統合の有無に関わらず改築時期を迎えております。江部乙小学校の統合による設計規模の変動が建築コストに与える影響はほとんどなく、統合に伴う費用は主に江部乙小学校校舎の解体や跡

地利用に係るものに集約されるため、長期的には施設を個別に維持し続ける費用が統合案を上回る
こととなります。

また、財政負担以上に危惧すべきは教員資源の確保です。本市では現在も複式学級解消のため市
費による教員の独自配置を行っておりますが、特認校化しても児童数が複式学級編制となった場合、
単式学級を維持するためにはさらなる教員(人件費)の追加投入が不可欠となります。昨今の全国的
な教員不足の深刻化に鑑みれば、将来にわたり質の高い教員を独自に確保し続けることは、予算の
有無に関わらず行政として確約できるものではありません。

限られた財政および教育資源を分散させ続けることは、将来的な市民負担の増大と教育環境の格
差を招く恐れがあります。本市としては、次世代の市民負担を抑制しつつ、全児童の教育的利益を最
大化するためには、統合案が最適であると判断しております。

質問 5 地域影響の調査

江部乙小学校閉鎖による地域への経済的・社会的影響の調査・試算結果を開示してください。

【回答】

本市としては、懇談会等でのご意見や物資の納入実績に基づき、閉鎖による直接的な経済的影響
は極めて限定的であると判断しております。コミュニティや防災機能についても、地域内の既存公共
施設の活用により維持・継続が十分に可能です。

特定の数値指標で図ることが困難な側面もあることから、現時点で一律の数値調査を実施する予
定はありません。

今後においても、地域の方々との対話を通じて、不安を解消するための支援策や跡地活用策を検
討し、地域振興の観点から安心して生活できる環境の維持に努めてまいります。

質問 6 検討プロセスの透明性

特認校制度検討の会議録、参加者、検討項目の詳細を公開してください。

【回答】

特認校制度検討については、行政内部の意思決定過程であり、他自治体の未公表情報等を含むた
め公開は差し控えさせていただきますが、判断の論理的経緯を開示いたします。

道内 37 校の実態調査の結果、特認校制度の利用児童数は導入自治体の全児童数に対して平均
1%に満たない状況です。本市の令和 13 年度推計児童数(約 1,000 人)にこの比率を当てはめ
ると、校区外からの流入は最大 10 名程度と予測されます。同年度の江部乙地区の推計児童数(約 30
名)にこれを加算しても全校児童数は 40 名程度に留まり、本市が掲げる「適正規模」の実現は極め
て困難です。

この客観的なシミュレーション結果に基づき、市長、副市長、教育長、教育委員等による協議を経て、
制度導入は抜本的な解決策になり得ないと判断いたしました。

質問 7 地域協力意向の調査

地域住民・団体への学校支援協力意向調査の実施有無と結果を明らかにしてください。

【回答】

本市では、これまでの教育行政を通じて地域団体の活動状況や地域住民による学校支援の実態を

把握していることから、改めての意向調査は実施しておりません。

小規模特認校として存続を図るためには、他校区からの通学者を引き付け続けるための独自の魅力を創出・維持し続けねばならず、そのためには保護者や地域住民による多大な支援・協力が不可欠な前提となります。

しかしながら、近年の共働き世帯の増加や少子高齢化に伴う担い手不足といった社会情勢を鑑みれば、一部の有志による善意や特定の世代への負担に過度に依存し続けることは、組織としての継続性に欠けると言わざるを得ません。

実際に、現在の保護者の方々からも「共働きの中で PTA 活動や学校行事への協力は大きな負担である」といった切実な懸念の声が寄せられています。このように、学校運営の根幹に関わる学校活動への協力を保護者や地域に恒久的に求めることは、結果として住民や保護者に過度な負担を強いることとなり、将来的に支援体制が維持できなくなった際の教育環境への影響は計り知れません。

本市としては、個々の保護者の献身や地域のマンパワーに左右される不安定な存続スキームを選択するのではなく、統合によって公的に安定した教育環境を整備・維持することこそが、次世代を担う子どもたちにとって最善の利益であると判断いたしました。

質問 8 文部科学省指針の適用

文科省手引の「小規模存続の選択肢」を、江部乙小学校の検討でどのように具体的に適用したのか、そのプロセスを詳細に開示してください。

【回答】

文科省の指針では「通学困難な事情」がある場合に存続を検討すべきとされていますが、本市では、車両の小型化やルート最適化等の改善を図ることで、物理的に統合が「困難」な状況にはないと判断いたしました。

指針では「小規模校のメリット」が示される一方で、「学校の存続そのものが目的化し、子供たちの教育環境が二の次になってはならない」旨も明記されています。本市では、一人ひとりに応じた「個別最適な学び」と、多様な考えに触れる「協働的な学び」を両立させるためには、一定の集団規模を確保できる統合案の方が、学びをより豊かに提供できると判断いたしました。10年、20年先を見据え、持続可能な教育環境を提供し続けることが行政の責務であると考え、統合を選択した上で、今後の「地域との協働」のあり方について継続して検討してまいります。